

ネットワーク上への個人データ流出の自動執行型 ADR による解決と

伝統的自力救済論からみた評価

橋本 誠志

徳島文理大学総合政策学部

E-mail: shashimo@tokushima.bunri-u.ac.jp

司法手続による被害救済は、国家による強制力が担保される反面、手続終結に長時間を要し、流出データのネットワーク上への2次流出により訴訟手続中の被害拡大が懸念される。この問題への対応として、筆者は流出データの2次流出による被害拡大防止の観点から自動実行型代替的紛争処理機能を有する電子的自力救済型個人データ保護制度の設計を試みてきた。本研究では、ネットワーク上に個人データが流出した場合の事後救済実効化策である電子的自力救済型個人データ保護制度構想について、伝統的自力救済論から評価・検討する。

Evaluation of Automatically Practicing Alternative Dispute Resolution System on the Network from a Viewpoint of the Traditional Self Help Theory

Satoshi HASHIMOTO

Faculty of Policy Studies, Tokushima Bunri University

Abstract

These days, it is difficult for the present judicial system to play a part as a main framework for relief of privacy infringement due to serious time lag problems between strict judicial procedures and instantaneous data circulation on the network. The author has architected a remedy system, using an electronic self-help approach, against deteriorations to privacy infringement in the trouble of occurrence of personal data leak on the Internet. This paper evaluates this remedy system from a viewpoint of the traditional self help theory.

1. はじめに

ネットワーク上に個人データが流出した場合、司法手続による被害の救済は、国家による強制力が担保される反面、手続終結に長時間を要する。故に、デジタル情報の即時流通性との関係でタイムラグが起り、流出データの2次流出により訴訟手続中の被害拡大が懸念される。今後、司法手続は当該被害の救済について、その機能を十分果たしえなくなることが考えられる。この問題への対応として、筆者は流出データの2次流出による被害拡大防止の観点から自動実行型の代替的紛争処理(“Alternative Dispute Resolution”, 以下ADR)機能を有する電子的自力救済型個人データ保護制度の設計を試みてきた¹。本稿では、提案制度について伝統的自力救済論の観点から評価する。

2. 電子的自力救済型個人データ保護制度とその概要

2.1 制度設計の必要性

近時の個人データ流出は、(1)多量化、(2)詳細化等の

特性を持つと共にいつ自分の身に振りかかるかもしれない身近な問題でもある。ネットワーク上に個人データが流出した場合、発生した被害の民事的救済は、民法等既存の法制度下でなされる。しかし、現在の司法手続は、本質的にスピードの面で上記問題には対応できない。その他の個人情報保護関連制度は、その強制力と機能する時間帯の総合的連携が薄く、デジタル情報の即時性に対して司法制度が抱える本質的限界を補完できていない。制度間のタイムラグを縮減する新たな救済システムが必要である。

2.2 電子的自力救済型個人データ保護制度案の概要

2.1で述べた新たな救済制度では(1)ネットワーク上での自動実行可能性、(2)個人データの譲渡可能性、(3)現行制度との整合性への留意が必要である。以上を満たす手法として本研究ではライセンス制度を転用した電子的自力救済型手法に着目した。その理由は、現行司法制度のデジタル情報に対する時間面での本質的限界を補完し、個人データ流出時の被害拡散問題への初動対応を迅速に行うためである。ただし、個人データのライセンス制による保護には集中処理の独占による人格権

¹ 橋本誠志「ネットワーク上への個人データ流出と被害者救済」『情報処理学会 電子化知的財産・社会基盤研究会 社会情報学フェア 2005 特別シンポジウム論文集』(2005)pp.27-34

への影響²が逆に心配される。これを防止するため、本研究では(1)データ主体の交渉力確保、(2)アウトサイダー事業者への対応策、(3)ライセンス処理手続の自律性を考慮する。

また、サイバー空間でのデータ主体の情報管理レベルの維持と正当なアクセス権限を持つ事業者のデータ処理への電子的自力救済の誤適用によるトラブルの発生に配慮し、本提案では (1)データ主体—事業者間の契約交渉をサポートする代理機能、(2)収集済個人データの現状管理機能、(3)電子的自力救済の実行状況のチェック機能を持つ第三者機関を設置し、データ主体、事業者両方の権利が害されないように監視し、万一当事者の権利が害された場合に、速やかな救済を図ることができるように努めた。

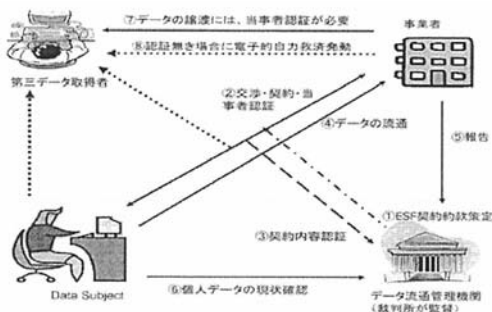


図1・データ流通管理機関を核にした電子的自力救済型個人データ保護制度

【制度設計】

- ① 裁判所の監督下に公的個人データ流通管理機関（以下、「機関」）を設置する。機関は事業者のプライバシー・ポリシーを監視し、電子的自力救済の利用に関する統一契約フォームを策定する。
- ② 上記①の統一契約フォームにデータ主体、データ収集者が同意し、機関による契約内容の認証とデータ主体の認証がある場合に限り、データ収集者は当該個人データを記録できる。データ収集者はインターネット上でのサービス提供に当たって電子的自力救済に関する契約条件をデータ主体に放棄させることはできない。
- ③ 個人データを保持するデータ管理者は、機関に対して、個人データの保持について開示しなければならない。機関によるプライバシー侵害を防止するため、(1)実データ自体は登録せず、個人データ管理者名とデータ主体の ID 番号のみを登録する、

あるいは、(2)個人データの仮名登録と流通記録との分別保存を義務付ける。

- ④ 個人データの第三者への流通は、上記②、③の要件を満たした上で、更に当該データ流通の概要と譲受者に関して譲渡事業者の最高経営責任者が認証した裏書を必要とし、これらを欠くデータに無権限の第三者がアクセスした場合、データは破壊される。（電子的自力救済の発動）
- ⑤ 電子的自力救済が実行された場合、自動的に機関へ通知される。（図1）
- ⑥ 機関は、相談窓口を設置し、データ主体からの相談や不正な電子的自力救済が行われた旨当事者が不服申立てを行った場合、データ管理者が開示した個人データの流通記録を参考に、調査部門が調査及び回答を行う。
- ⑦ データ主体は、機関に対して自己の個人データの所在を何時でも検索・照会を行うことができる。
- ⑧ 電子的自力救済が誤って実行された場合等にデータ主体や事業者に生じた被害の救済を迅速かつ効率的に行う事を目的とする補償金制度を創設する。⑥における調査の結果、電子的自力救済の誤発動による損害の発生が認められた場合は、機関は当事者に対して補償金を支払う。
- ⑨ 機関は、⑥～⑧の手続に関し、その実施状況を定期的に裁判所に報告する。裁判所は報告に対して意見を述べる事ができる。また、機関の行った措置に不服のある場合は、司法救済を受けることができる。
- ⑩ ⑧の原資を含めた電子的自力救済制度の財源は事業者、データ主体から事前徴収する。（図2）

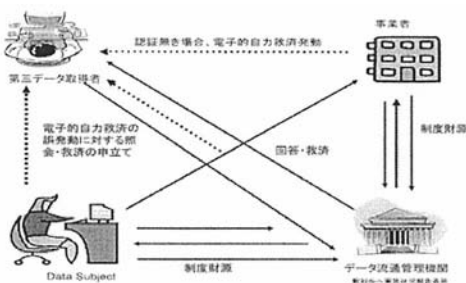


図2・電子的自力救済誤発動時の ADR 型救済制度

3. 電子的自力救済型個人データ保護制度案の評価

3.1 電子的自力救済制度の定義と立法例

次に、本研究で行う提言のモデルとなる電子的自力救済制度について概観する。電子的自力救済（“Electronic Self-Help”）とはライセンスィーによつ

² 北川善太郎『コピーマート 情報社会の法基盤』（有斐閣、2003）,p.44

て契約条件を超えて不正にソフトウェアが使用された場合には、直ちにソフトウェアを使用不能、または破壊してしまう³ことをいう。ユーザーのライセンス違反やライセンスの有効期間の終了により、取引対象となったコンピュータ情報の利用権限を喪失したにもかかわらず、なおも情報の利用を続けるユーザーに対して、その利用継続を防止し、ライセンサーの権利を保護するために行われる。

電子的自力救済が制度化された立法例としては、モデル法ながら“Uniform Computer Information Transaction Act”(UCITA)がある。UCITAは、1997年7月の全米統一州法委員会(NCCUSL)年次総会において採択されたコンピュータ情報取引に関する統一的任意法規である。インターネットの普及により、電子情報自体が取引対象としての地位を強めたことにより、従来の有体物を前提とした法制度を電子情報取引に対応させるために従来の法制度の不備を解決し、州や国の垣根を越えたボーダレスな情報取引に対応した情報取引の統一法が必要であるとの観点から採択された⁴。

UCITAは、「コンピュータ情報もしくは、コンピュータ情報に関する情動的諸権利の創作、修正、移転またはライセンスを目的とした合意とその合意の履行」(§ 102(11))と定義されるコンピュータ情報取引を適用対象とする。コンピュータ情報取引には、ソフトウェアのライセンス・売買やプログラム作成に関する契約の他にもマルチメディア・プロダクト、データベース等へのオンライン・アクセス(§ 611)やコンピュータ情報のディストリビューション(§ 613(c))といった取引が含まれる。このコンピュータ情報として、インターネット上において流通する個人データが含まれるかについて、§ 102(a)(38)では、パブリシティ権を含む「排他的権利を与えるすべての法律の下で生じる情報については一切の権利」を情動的権利として、その規律範囲に含め、インターネット上での個人データ保護に対する適用可能性に関して一定限度の配慮をしている⁵。

UCITA § 618 では、ソフトウェアのライセンス期間の満了時にあらかじめ契約でライセンサーに当該ソフ

トウェアの継続使用が認められている場合を除き、ライセンサーのソフトウェア使用権は終了し、当該コンピュータ情報、及び資料はライセンサーに返却されなければならない⁶。ソフトウェアの使用権限が消滅した際にライセンサーがライセンサーのソフトウェアの継続使用を強制的に司法手続によらずして中止させる手段として、UCITAでは、「制約(Restraint)」と「電子的自力救済(“Electronic Self-Help”）」という2つの概念がある。

制約は、§ 605 に定められている概念であり、「当事者の合意がある場合には、契約条件の範囲内にソフトウェアの使用を制限しうるコードや装置などの電子的または物理的制限を、ライセンサーが予めプログラムの中に内蔵させること」⁷を言う。一方、ライセンサーが契約違反を犯した場合に § 815 でライセンサーがライセンス情報の継続使用を強制的に中止させることができる権利が規定されている。この権利は、人身に危害を加えたり、あるいはライセンサー又は第三者の情報・財産に重大な損害を与えないような場合には、司法手続によらず、行使することが可能である。この権利を電子的に実現するための手段が電子的自力救済である。

電子的自力救済は、契約条件に反するソフトウェアの利用について、即時に当該ソフトウェアを使用不能、あるいは破壊するプログラムをソフトウェア内に内蔵する点で、制約概念に比してより強い手段とされる。このように電子的自力救済制度は非常に強力な権利をライセンサーに付与する。このため、電子的自力救済を無制限に認めれば、逆にユーザーの権利を不当に害する危険があるため、2001年版以前のUCITAでは、その発動に際しては以下の制限が設けられていた。

- ① 電子的自力救済の発動は、規定された以外の方法で行使できない(§ 816(b))。
- ② 電子的自力救済の利用を定めた契約条件に対するライセンサー個別の同意表明(§ 816(c))
- ③ 電子的自力救済の実行時期、電子的自力救済の対象となる違反内容、抗弁がある場合のライセンサーの連絡先が含まれた実行 15 日前までの発動通知(§ 816(d))
- ④ ライセンサーによる電子的自力救済の不当行使により被った直接・偶発的損害、及びライセンサーが電子的自力救済の発動に関する通知を出さなかった場合等によって生じた結果損害に対するライセ

³ ライセンス委員会第3小委員会「米国統一コンピュータ情報取引法(UCITA)における諸問題」『知財管理』vol.50, No.4(2000), pp.521-522

⁴ 國生一彦『米国の電子情報取引法 UCITA 法の解説』(商事法務研究会, 2001), はしがき p.1

⁵ ただし、UCITA 自体はメリーランド、バージニアの2州でしか採択されなかったため、NCCUSLは2003年8月にその普及推進活動を打ち切っている。この点について、川和功子「米国における電子情報取引契約について—ジュリククラブ契約、クリッククラブ契約を巡る議論について—」『同志社法学』No.306, p.1 以下, 同 No.312, p.1 以下, 同 No.313, p.125 以下

⁶ ライセンサーによる契約違反を理由とするライセンサーの契約解除の場合でも § 802 によって、同様の義務が規定されている。

⁷ ライセンス委員会第3小委員会, 前掲(注3)論文, p.521

ンシーによる回復権限 (§ 816(e))

⑤ 公共の福祉・安全に被害をもたらす場合の実行禁止 (§ 816(f))

従来のUCITAは、電子的自力救済について前述の通り、ライセンスに非常に強力な権利を付与していた。§ 816 (2001 年版以前) は、電子的自力救済を積極的に容認した規定というよりは、その乱用に対する歯止めとしての明確な行使基準を定める規定とされる⁸。

3.2 紛争処理における自力救済制度の意義と役割

自力救済はある権利を保全するために公権力の救済を待つ暇がない場合に私人が自らの自力をもって救済を実行することである。「権利の上に眠るものはこれを法は保護しない」の法諺にもある通り、個人は本来、自己の権利の救済のためにイニシアティブを発揮しなければならない⁹。しかし、私力が公権化され、被害救済の権限が国家に帰属するようになった現在の法治社会の下では、社会秩序維持の観点から権利侵害がなされた場合、その救済は、司法手続によることが前提とされている。故に自力救済は原則として許されず、自力救済の実行者は違法行為として逆に不法行為責任を問われうる。

しかし、司法手続による救済を待っているのは、権利侵害に対する有効な救済が達成できない場合がある。そのような場合には逆に自力救済を認めることが社会秩序を維持する上で有効であり、一定の場合に正当防衛、緊急避難に類する超法規的違法性阻却事由に該当し、自力救済が認められる場合もあるとされる。法的安定性の要請からは自力救済を積極的に許容する明文法規がなければ、救済は規定された手続によるべきであり、そうでなければ、法的安定性を害すると考えることもできる。しかし、法の理念としての正当性と実用性をも重視した三者のバランスを取ることも必要であり、現在の訴訟制度が費用とその所要時間の点で権利の救済について期待された役割を十分に果たしえない状況下からは自力救済を形式論で処理すべきでないとの考え方もある¹⁰。

私法上の自力救済は権利行使ないしは実行の面からのアプローチと違法性阻却事由への該当性という 2 側面から議論される。明石によれば、前者のポイントは自力救済が権利行使の範囲内か否か、つまり個人に権利を与えた法の目的や権利の本質が重視されるのに対し、

後者では違法性の限界点の問題として、人間の基本的生存権の限界や「個」の「全」への協力の限界、または「全」の「個」への統制力の限界が議論されることになる¹¹。刑事法では後者の立場から自力救済が専ら議論されるが、私法分野では両方の立場からの議論がありうる。ただし、明石は物権、債権の両方において、その侵害時に回復請求権保全を目的として自力救済の実行が可能と解すべきとしながら、「請求権」の中心は「訴えうる権利」であるに過ぎない以上、実定法上、自力による奪取は本来予定されていない。そこで、自力救済を請求権の行使や請求権の濫用として理解することへの妥当性に疑問を呈し、違法性阻却事由と理解する¹²。自力救済が違法性阻却事由として是認されるための要件について、学説では以下のように考えられている¹³。

- ① 正当な請求権が存在し、その保全を目的とする
- ② 手段が相当である。
- ③ 裁判上の手続を通じた救済を待つ暇がない緊急の必要性が存在する。
- ④ 自力救済によらなければ、当該請求権が実現不能あるいは著しく実現困難となるおそれがある。
- ⑤ 保護されるべき法益と侵害される法益との均衡（要否両説あり）

判例では「法律に定める手続によったのでは、権利に対する違法な侵害に対抗して現状を維持することが不可能または著しく困難であると認められる緊急やむを得ない特別の事情が存する場合においてのみ、その必要の限度を超えない範囲内で、例外的に許されるものと解することを妨げない」¹⁴とし、事態の緊急性と手段の相当性を要件としている。

3.3 電子的自力救済の実行に対する伝統的自力救済論から見た評価—知的財産権保護への適用可能性—

以下では、知的財産権保護の場合を例に上記で概観した伝統的な自力救済論に立場からの電子的自力救済を評価を試みる。小川憲久はソフトウェアやコンテンツの利用権原が喪失した場合やこれらが違法利用されている場合のアクセス停止や利用者の手元にあるソフトウェアやコンテンツの消去技術、検索ロボットによる違法利用発見技術を電子的自力救済として適法行為と見ることができるかという点について有体物を前提とした伝統的な自力救済の法概念を上記の場合への適

⁸ ライセンス委員会第 3 小委員会、前掲(注 3)論文、p.522

⁹ 明石三郎『自力救済の研究 [増補版]』(有斐閣、1978)、pp.287-288

¹⁰ 明石、前掲(注 9)著、pp.288-290

¹¹ 明石、前掲(注 9)著、p.281

¹² 明石、前掲(注 9)著、p.282

¹³ 明石、前掲(注 9)著、pp.297-302

¹⁴ 最判昭 40.12.7、民集 19 卷 9 号 2101 頁

用可能性とその要件について分析した¹⁵。

小川によれば、知的財産権保護の場面における自力救済では、下記のシーンが問題となる。まず第一は、特許権の無許諾実施や著作物の違法複製のような著作権問題で通常想定される違法行為である。この場合は他の財産権とは別に司法手続による保護を超えて特に積極的な自力救済が必要なシーンの有無が検討すべき問題となる。

第二にはネットワークを介した特許の違法実施と著作物の違法頒布の問題であるが、これはネットワークの伝搬性を考慮した場合、司法手続を待った場合に被害拡大のリスクが高く、自力救済の問題が生じやすい。

わが国の現行法では、民法720条1項に正当防衛が規定され、プロバイダ責任制限法3条2項では、プロバイダにより実行された情報の送信防止措置が以下の要件を満たす場合に発信者に生じた損害の賠償責任を免責している。

- ① 当該情報の発信防止措置が当該情報の送信を防止するため必要な限度である場合
- ② 情報流通により他人の権利が侵害されていると信じるに足りる相当の理由がある場合
- ③ 被害者より被侵害権利の内容と侵害理由が具備された上での発信防止措置の申出があり、プロバイダが発信者に送信防止措置への同意照会を行い、7日以内に不同意の申出が送信者側からなされない場合

以上は被害者にとって自力救済と同等の効果を発揮する行為をプロバイダ自身が行った場合の免責を規定し、ネットワーク上での情報拡散という一般的緊急性を前提にして、具体的緊急性ではなく、相当性を要求するアプローチである¹⁶。小川の分析によれば、プロバイダ責任制限法によるアプローチでは緊急性は一般的抽象的緊急性であれば足り、むしろ手段の相当性が判断基準として重要である¹⁷。

知的財産権分野における自力救済は対象となる特許や著作物に対するアクセスを禁止し、その利用を不可能にするというアプローチを一般に採る。そのため、一般の自力救済のような占有権や所有権の物理的侵害は問題とならず、保護対象の財産領域への侵入、干渉を占有権や所有権と同等の財産権侵害と考えることができるのか、また緊急性についても権利の消滅や排他的占有の喪失の観念がない知的財産権では、緊急性が単に

実施や利用による損害の拡大可能性といった抽象的危険を回避するという意味しかないのであるため、緊急性の要件について問題が残ることになるとされる¹⁸。その上で、小川は知的財産権における自力救済に関する考え方として2つの方向性を指摘する。第一は、法的管理支配への侵入・干渉は有体物に対する有形力の行使よりも観念的問題とし、緊急性は何時でも実現しうることから、一般的緊急性で足りるとし、結果として、手段の相当性と結果の重大性のバランスを重視し、自力救済の実施を広く認めるアプローチである¹⁹。

第二の考え方は法的管理支配への侵入・干渉を有体物に対する有形力行使に比べ、法秩序をより直接的に侵害する度合いが強いとの理由から占有奪取と同等の侵害とみて、緊急性と手段の相当性を厳格に理解し、無体物への自力救済の実行は司法手続を待たない真の緊急性に加え、より侵害的でない他の手段の不存在という高度の相当性を要求する²⁰。この点、小川は管理領域への侵入・干渉行為に外的に明白な侵害がないために不明確性の存在を指摘し、法的管理支配への侵入・干渉の有無により自力救済として検討するかを決定し、侵入・干渉がない場合は自力救済に当たらず、違法性を法的根拠の有無と行為の相当性、結果の重大性を基準に総合的に判断し、侵入・干渉ある場合は自力救済に該当し、その要件を厳しく検討すべきとする²¹。

プロバイダ責任制限法や従来のUCITAで採用された電子的自力救済制度は第一のアプローチに近く、利用者やそのシステムに重大な影響をもたらさない、つまりライセンスしたデータそれ自体のみを破壊する形態の自力救済の実施を自由に認める²²。

3.4 ネットワーク上への個人データ流出の自動執行型ADRによる解決と伝統的自力救済論からみた評価

以上を前提に本研究で提案する自動実行型代替的紛争処理機能を有する電子的自力救済型個人データ保護制度について、評価・検討する。

上記2.2【制度設計】④では、個人データの第三者への流通は、当該データの流通経路にある関係者の認証を要求し、これらを欠くデータに無権限の第三者がアクセスした場合に電子的自力救済の発動により当該データが破壊されるモデルを想定した。本モデルでは、第三データ取得者内に記録された認証のないデータのみ

¹⁵ 小川憲久「知的財産権の保護と自力救済」『法とコンピュータ』No.23,p.39以下

¹⁶ 小川,前掲(注15)論文,p.41

¹⁷ 小川,前掲(注15)論文,p.41

¹⁸ 小川,前掲(注15)論文,p.42

¹⁹ 小川,前掲(注15)論文,p.42

²⁰ 小川,前掲(注15)論文,p.43

²¹ 小川,前掲(注15)論文,p.43

²² 小川,前掲(注15)論文,p.43

に電子的自力救済が実行されることを想定している。上記 3.3 での検討では第一のアプローチに類し、第三データ取得者やそのシステムに重大な影響をもたらさない限りにおいては、電子的自力救済の手法による個人データ保護は認められることになる²³。

ただし、ここで、自力救済の緊急性と相当性の判断基準を個人データ保護の場面でどう考えるのかが問題となる。この場合、データへのアクセス権がない個人データの第三取得者がアクセス権を認められていないデータを実行した場合にアクセスを排除するアプローチが想定される。そこで特に問題となるのが、こうした個人データ利用停止プログラムを個人データに搭載することが認められるかという問題である。著作権保護のための自力救済では、(1)特許権の無許諾実施や著作物の違法複製等通常想定される違法行為、(2) ネットワークを介した特許の違法実施と著作物の違法頒布、(3) ライセンス契約の契約終了と債務不履行解除による使用差止、(4) ネットワークを利用した使用停止措置について自力救済実行の違法性が検討対象となる²⁴。

ネットワーク上への個人データ流出では、特に(2)の類型が問題となる。ネットワーク上に違法複製物が公開されている場合、自力救済の緊急性要件については、ネットワークの伝播性から司法手続を待つのでは、被害拡大リスクを低減できず、一般的抽象的緊急性を満たす。個人データ保護の場合、これは特に重要である。

一方、留意点として、無許諾複製プログラムのような著作権侵害にあたる情報の公開への送信防止措置について、プロバイダが行う場合、プロバイダ責任制限法 3 条により、当該プロバイダは免責となる場合がある²⁵。しかし、プロバイダ以外の者による場合や送信防止措置に対する同意なき場合の対象情報の消滅・破壊は、原則許されない。特に違法複製物の発見を目的とした探索ロボットや端末内臓情報の外部提供機能は他人の管理するシステム領域への侵入となる²⁶。遠隔操作による情報の消去も利用者の法的支配管理領域への侵入・干渉であり、契約に規定があっても、公序良俗違反とされ、外部からの遠隔操作による自力救済は緊急性と相当性が厳しく審査される²⁷。個人データ保護の場合もこの点は配慮が必要である。

²³ ただし、2002 年修正版 UCITA では(1)平穏性の維持、(2)財産権侵害への予見可能性の不存在等の要件を満たさない電子的自力救済が禁止された。

²⁴ 小川、前掲(注 15)論文、pp.43-47

²⁵ 小川、前掲(注 15)論文、p.44 は、これは侵害者のシステムに対する侵入・干渉ではなく、自力救済の問題とはしない。

²⁶ 小川、前掲(注 15)論文、p.44

²⁷ 小川、前掲(注 15)論文、p.46

4. まとめ

本研究では、ネットワーク上に個人データが流出した場合の事後救済実効化策である電子的自力救済型個人データ保護制度構想を伝統的自力救済論から評価・検討した。上記のように電子的自力救済型個人データ保護制度を設計する場合、手続に使用するプログラムは自律的で、手続実行対象者のコンピュータシステム自体に影響を及ぼしたり、手続の対象となるデータバケット以外の情報への操作を積極的に発見する監視機能までも搭載することは適当ではない。また、2002 年修正版 UCITA で表現上、電子的自力救済が「禁止」された点は制度の透明性確保の重要性を意味する。以上から、本稿提案のように ADR 機関による執行状況の監視機能を設け、制度の透明化を図ることは必要である。

参考文献

- [1] 橋本誠志「ネットワーク上への個人データ流出と被害者救済」『情報処理学会 電子化知的財産・社会基盤研究会 社会情報学フェア 2005 特別シンポジウム論文集』(2005.9.12)pp.27-34
- [2] 北川善太郎『コピーマート 情報社会の法基盤』(有斐閣,2003)
- [3] ライセンス委員会第 3 小委員会「米国統一コンピュータ情報取引法(UCITA)における諸問題」『知財管理』vol.50, No.4(2000)
- [4] 寺澤幸裕「2002 年版 UCITA(Uniform Computer Information Transaction Act)の改正の現状とその法的問題点」『知財管理』vol.53, No.4(2003), pp.527-535
- [5] 金子宏直「米国における統一コンピュータ情報取引法(UCITA)の取組み」『法とコンピュータ』No.18(2000)
- [6] 國生一彦『米国の電子情報取引法 UCITA 法の解説』(商事法務研究会,2001)
- [7] 國生一彦「情報取引法についての一考察」『国際商事法務』Vol.35, No.3, p.333 以下, Vol.35, No.4, p.474 以下, Vol.35, No.5, p.639 以下(2007)
- [8] 小川憲久「知的財産権の保護と自力救済」『法とコンピュータ』No.23(法とコンピュータ学会,2005), pp.39-48
- [9] 明石三郎『自力救済の研究 [増補版]』(有斐閣,1978)
- [10] 川和功子「米国における電子情報取引契約について—シュリンクラップ契約, クリックラップ契約を巡る議論について—」『同志社法学』No.306, p.1 以下, No.312, p.1 以下, No.313, p.125 以下